

専門医研修資金貸与事業に関するQ&A

(令和8年2月時点)

No.	質問	回答
1	貸与人数に上限があるようだが、上限を超えて応募があった場合はどう選考するのか。	医局の推薦内容、本人の指定勤務についての希望、指定勤務先医療機関の状況を踏まえ、県が選考します。
2	返還猶予は何年間か。	基本的には、指定勤務期間は返還を猶予されません。その他には、介護・育児休業やその他やむを得ない理由(医局の人事など)で指定勤務が行えなくなった場合は、最大で3年間の猶予期間を取ることができます。【条例第11条】
3	募集は年度ごとに最大24名であるか。	年度ごとに最大24名まで貸与することができます。
4	貸与が開始したら、3年間継続して貸与を受けなければならないか。(本人の意思で、専門研修の途中で貸与を中止することができるか。)	基本的には3年間貸与することになりますが、本人の意思で貸与を辞退することもできます。【条例第7条】
5	貸与終了後すぐに指定勤務を行う必要があるか。	専門医資格取得後、直ちに指定勤務を行うこととしていますが、介護・育児休業やその他やむを得ない理由(医局の人事など)がある場合、指定勤務の開始について最大で3年間の猶予期間を取ることができます。【条例第11条】
6	専門研修修了後の指定勤務先については、対象の病院・施設から自分で選択して決めていいのか。	そのとおりです。(ただし、専門医取得後に指定勤務を行う予定(希望)の医療機関について、貸与決定前にヒアリング等により確認させていただくことがあります。)
7	医師確保計画は、3年ごとに見直しをされているが、小児科と総合診療の指定勤務先として認められる区域を記載した計画は、資金貸与契約締結時、指定勤務開始時、いずれの計画か。	小児科と総合診療における指定勤務として認められる区域を記載した計画は、資金貸与契約締結時、指定勤務開始時いずれも可となります。また、指定勤務の途中で計画が見直され指定勤務の区域に変更が生じた場合は、当該変更を既に指定勤務を開始した貸与者に対して適用しないこととします。
8	2年間の研修資金貸与をうけたが、1年間しか指定勤務ができなかった場合は、返済する金額については1年分になるのか。それとも貸与期間にうけた金額のすべてを返済することになるか。	貸与期間に受けた金額すべてが返還対象となります。(利息等が加わる場合があります。)
9	専門研修は3月に終了して、その後9月に試験がある。試験に合格したことが専門医取得とするなら、指定勤務は試験合格後から開始となるのか。また、試験に合格できなかった場合どう取り扱うのか。	返還免除の条件である「専門研修修(終)了後」とは、具体的には専門研修の課程を終えていることを指しているため、3月末で研修を終えた場合は4月から指定勤務を開始することとなります。
10	返還免除の条件に、専門医資格の取得(資格試験の合格)は必須なのか。	資格試験の可否によらず、専門研修の課程を終えた後、指定勤務に従事することが条件となります。
11	様式第1号の添付書類に「臨床研修修了登録証の写し」がありますが、初期臨床研修2年目の医師は研修が修了していないため提出ができない。どのように対応すればよいか。	様式第1号の備考欄に、提出時点では初期臨床研修2年目である旨を記入し、「臨床研修修了登録証の写し」以外の書類について提出してください。「臨床研修修了登録証の写し」は入手次第ご提出ください。
12	研修資金は課税対象となりますか。	研修資金は返還免除が決定となった際に所得税の課税対象となる場合があります。詳細は税務署にお問い合わせください。